明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○文部科学省令第三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第百二条第一項及び第百四条第一項から同条第七項までの規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十七日

文部科学大臣　末松　信介

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第二条の三）	第一章　総則（第一条―第二条の三）
第二章　教育研究上の基本組織（第三条―第六条）	第二章　教育研究上の基本組織（第三条―第六条）
第三章　教員組織（第七条―第十三条）	第三章　教員組織（第七条―第十三条）
第四章　教員の資格（第十三条の二―第十七条）	第四章　教員の資格（第十三条の二―第十七条）
第五章　収容定員（第十八条）	第五章　収容定員（第十八条）
第六章　教育課程（第十九条―第二十六条）	第六章　教育課程（第十九条―第二十六条）
第七章　卒業の要件等（第二十七条―第三十三条）	第七章　卒業の要件等（第二十七条―第三十三条）
第八章　校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条―第四十条の四）	第八章　校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条―第四十条の四）
第九章　事務組織等（第四十一条―第四十二条の三）	第九章　事務組織等（第四十一条―第四十二条の三）
第九章の二　学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十二条の三の二）	第九章の二　学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十二条の三の二）
第十章　専門職学科に関する特例（第四十二条の四―第四十二条の十三）	第十章　専門職学科に関する特例（第四十二条の四―第四十二条の十三）
第十一章　共同教育課程に関する特例（第四十三条―第四十九条）	第十一章　共同教育課程に関する特例（第四十三条―第四十九条）
第十二章　工学に関する学部の教育課程等に関する特例（第四十九条の二―第四十九条の四）	第十二章　工学に関する学部の教育課程等に関する特例（第四十九条の二―第四十九条の四）
第十三章　国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条の八）	第十三章　国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条）
第十四章　雑則（第五十七条―第六十条）	第十四章　雑則（第五十七条―第六十条）
附則	附則
（学部以外の基本組織）	（学部以外の基本組織）
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。	3　この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。
（国際連携学科の設置）	（国際連携学科の設置）
第五十条　大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学（外国の専門職大学に相当する大学を含む。以下この章において同じ。）と連携して教育研究を実施するための学科（第五条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。	**第五十条**　大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（第五条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。
2　大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。	2　大学は、学部に国際連携学科のみを設けることはできない。
3　国際連携学科を設ける大学は、外国における災害その他の事由により外国の大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。	3　国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割（一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。
（国際連携教育課程の編成）	（国際連携教育課程の編成）
第五十一条　国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）が開設する授業科目を教育	**第五十一条**　国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）が開設する授業科目を教育